

10. 法務研究科

【現状説明】

法科大学院の授業、教員の教育研究および学生の自習スペース等を同一建物内に一体的かつ有機的に整備するとの方針のもと、2005(平成17)年2月に新棟(24号館、法科大学院棟)を建設し、2005年度から利用を開始した。この建物は、面積約3,300㎡、地下1階、地上3階建てで、地下に図書室・書庫・e-Learning管理室などの資料・情報関係施設、1階に講義室(4室)・演習室(2室)・法廷教室・リーガルクリニック室・事務室兼講師控室などの授業関係施設、2階に学生自習室(4室、計168席)・リフレッシュスペースなどの学生関係施設、3階に教員研究室(15室)・会議室(2室)の教員関係施設のほか、演習室(2室)・パソコン演習室を配置している。

また、横浜弁護士会神奈川大学みなとみらい法律相談センターが行う法律相談事業用の施設として、横浜みなとみらい地区にあるKUポートスクエア内に法律相談室(共用施設)を置いている。

設置認可時に、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための研究・教育拠点として計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、本学法学研究所(法学部の全専任教員および本研究科の全専任教員によって構成される研究機関で、現在の所員は45名)の内部組織として開設され、17号館3階に各1室の専用スペースを確保している。2009年度には、両センターを法科大学院棟に移転することが決まっている。両センターの運営に関しては、それぞれ、センター長(現在は研究所長が兼任)及び本研究科教員を含む6名の運営委員(内1名を幹事とする)からなる運営委員会を置き、その事業活動の推進にあっている。本研究科と連携した両センターの事業として、リーガルクリニックにおける自治体関係および在日外国人の人権関係の法律相談に際し、適宜、事例検討会(本研究科の学生も参加できる)やスタッフセミナーを開催するほか、公開の講演会などを実施している。

学生の学習のための情報関連設備としては、パソコン演習室、情報機器(パソコン13台ほか)を設置した資料準備室、e-Learning管理室が配置されており、講義室はすべて、e-Learningを使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができる仕様となっている。パソコン演習室にはパソコン25台が備えられ、授業時間外であれば、開室時間(休日を除き月曜～土曜日8:40～23:00)の間は学生が自由に利用できる。このほか、法科大学院棟においては全棟内で無線LANの使用が可能である。また、e-Learning管理室には、e-Learningコンテンツの作成やe-Learningを使用した授業のサポートのために担当者が1名置かれている。

教員による教育研究のための情報関連設備としては、全専任教員にパソコンが1台ずつ配分され、また、講師控室にも、非常勤講師等の利用に供するためパソコン、スキャナー各1台を設置している。

また、大学図書館が設けているサイトを利用し、インターネットを通じて、外部データベースとの接続をはじめ様々な情報やサービスを得ることができ、大学図書館によるデータベース講習も定期的に行われている。

さらに全学的な支援体制に関しては、情報化推進本部を所管として学内ネットワークシステム(MIYAMO-NET)が導入されており、学生や教職員であれば誰でも専用回線を通してインターネットに接続することができるようになっている。このMIYAMO-NETで利用できるサービスとして、研究室で使用するパソコンのセキュリティ対策等の情報提供、メディア教育支援室による講習会・教材作成支援等も実施されている。

24号館法科大学院棟は、バリアフリー設計により、出入口の車椅子用スロープ、車椅子対応のエレベーターや障がい者用トイレなどの設備を備えている。

本研究科内に教育研究環境整備担当委員を置いており、学生・教員からの要望を適宜聴取しつつ、本学全体の施設・設備を所管する管財部施設課と連絡をとりながら、施設・設備の改善と将来へ向けての充実策に取り組んでいる。

専任教員に配分されたパソコンの更新については、予算の範囲内で、教員の希望に基づき随時行っている。また、e-Learning 関係の設備の追加・拡充については、学生・教員からの要望に応じて随時改善に取り組んでいるほか、さらに、本学全体のネットワークシステムを所管する情報化推進本部と連携しつつ、将来へ向けての抜本的な充実策を検討している。

【 点検・評価 】

教育形態に即した施設・設備に関しては、本研究科の規模および教育形態に応じて、必要な講義室、演習室その他の施設・設備が、適切に整備されていると言える。ただし、本研究科の特色の一つとして、設置理念である「地域密着型法曹」養成のための実践的な研究・教育拠点とすべく計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、法科大学院棟から離れた17号館内に専用施設を確保するにとどまり、法科大学院の授業などとの有機的な連携にやや欠ける状態となっていたが、2009年度には法務研究科棟への移転が決まっている。

【 改善方策 】

教育形態に即した施設・設備のうち、「地方自治センター」と「国際人権センター」に関しては、法科大学院棟内に移転させた上で、施設・設備の充実を図るとともに、それぞれの事業の一層の発展を目指すことが、本研究科の設置理念を実現していくために必要であり、できるだけ早急にそのための具体的な取組みを行いたいと考えている。